

区等を相手方とする調停の申立てについて

1 事件名

差止等請求調停事件

2 当事者

申立人 中野区民3名

相手方 中野区外2名

3 事件の経過

平成30年(2018年)4月24日 東京簡易裁判所に民事調停の申立て

5月16日 民事調停申立書送達

4 事案の概要

本件は、申立人らが、西武新宿線(中井駅から野方駅間)連続立体交差事業に係る工事(以下「本件工事」という。)により生活環境が悪化し、また、本件工事終了後の鉄道上部空間の跡地の活用により立ち退きを求められるおそれがあるとして、土留壁の長さの設計の変更、立ち退きの求めの禁止、立ち退きを求める場合の被害の実情に則した補償等を求めるものである。

5 申立ての趣旨及び実情

(1) 申立ての趣旨

ア 相手方西武鉄道及び東京都は、本件工事における土留壁構築長さにつき、設計上26.5m以下であるが42.5mに変更せよ。

イ 相手方らは、申立人らに対し、申立書別紙開示情報目録記載の情報を開示し、かつ、申立書別紙要望書記載の要望に対し文書にて回答したうえで、アの変更について、申立人らと、誠実に協議を尽くさなければならない。

ウ 相手方らは、申立人らとイの協議が整うまで、本件工事のための用地測量及び工事着工を行ってはならない。

エ 相手方中野区は、地下鉄跡地利用において、申立人ら住人に対し立ち退きを求めはならない。

オ 万一、相手方らが申立人らに対して立ち退き等を求める場合には、相手方らは、被害を最少にするために、被害の実情に則して、①区分地上権を設定する、②近隣で居住ないし営業できるよう代替地を提供する、③「残地」を全て買い取る、④建物の立

て替えを要する場合に新築に要する費用を補償する、⑤賃貸用不動産については従前と同程度の収益を補償する、⑥休業に伴う営業損失を補償する、などの十分な代替措置を講じたうえで提案しなければならない。

カ 相手方西武鉄道及び東京都は、申立人らを含む住民に対し、本件工事による被害に関して次の事項を確約する。

(7) 本件工事着工前に、周辺家屋と地盤の状況を写真撮影及び測量により調査して提出せよ。

(i) 相手方西武鉄道及び東京都は、本件工事により家屋及び地盤に生じた被害に対して修繕及び補償等をすることを確約する。

(ii) 相手方西武鉄道は、地上走行する電車の駅部において4車線から3車線とする工事につき、その夜間工事を含む工事施工に伴う騒音・振動・粉塵の軽減対策を具体的に示し、その具体策の被害防止予測調査の結果を資料とともに示す。

キ 手続費用は相手方の負担とする。

との調停を求める。

(2) 申立人らが主張する申立ての実情の要旨

ア 西武新宿線の地下化工事により、昼間は85デシベル以上の騒音、夜間は90デシベルの騒音に晒されており、不眠症等の症状が出ている。そのため、地域のコミュニティへの参加も控えがちとなり、コミュニティの破壊が生じている。

イ 西武新宿線の地下化工事の騒音及び振動により、昼間の歩行者が少なくなり、客足が鈍り、各商店等の売り上げが低下し、閉店となる店が多くなり、申立人ら住民は買い物などが困難になっている。また、この騒音及び振動により、家屋の損傷の不安があり、現にガス漏れが発生し、地盤沈下の兆候が現れている。

ウ 仮に立ち退きを余儀なくされた場合、時価より低く買い取られるのではないかと不安があるうえ、老人介護などの実情を抱える申立人らが代替地を探すことができない場合もあり、不安が募る状況である。また、立ち退きを迫られ、失業や貧困に至るのではないかと不安が募る日々を余儀なくされている。